

鉱区税

納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	// 年額400円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	上記税率の2/3
	採掘鉱区	
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000メートルごとに年額600円
	その他のもの	面積100アールごとに年額200円

申告と納税

- 鉱業権の取得・消滅又は住所などを変更した日から7日以内に宇都宮県税務所に申告しなければなりません。
- 宇都宮県税務所から送付される納税通知書により毎年4月1日現在の鉱業権者が5月末日までに納めることになっています。
- 年度の途中に納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに月割による額を納めることになっています。

狩猟税

狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する費用に使われる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納める額

狩猟免許の種類	区 分	税率(注2)
第1種銃猟免許（注1） （空気銃以外の銃器）	県民税の所得割の納付を要する人	16,500 円
	県民税の所得割の納付を要しない人（注3）	11,000 円
網猟免許 わな猟免許（なげ網、わな等）	県民税の所得割の納付を要する人	8,200 円
	県民税の所得割の納付を要しない人（注3）	5,500 円
第2種銃猟免許（空気銃）	—	5,500 円

(注1) 第1種銃猟免許を持つ人が第1種銃及び第2種銃を使用する場合には、第1種銃猟免許に係る登録についてのみ納税となります。

(注2) 放鳥獣猟区にのみ係る狩猟者の登録については、税率が1/4に軽減されます。

(注3) 県民税の所得割の納付を要しない人であっても、所得割の納付を要する人の扶養を受けている人（農林・水産業に従事している人を除く。）はそれぞれ16,500円、8,200円になります。

特例措置

狩猟登録者	特例措置	適用期限
対象鳥獣捕獲員	課税免除	平成27(2015)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの間の狩猟者登録
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	課税免除	平成27(2015)年5月29日から令和11(2029)年3月31日までの間の狩猟者登録
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者又はその従事者	税率2分の1	平成27(2015)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの間の狩猟者登録

申告と納税

狩猟者の登録を受ける際に県税務所が発行する納付書で納めます。